

介護保険 負担限度額認定証でできること

介護保険施設やショートステイを利用した際の、居住費（部屋代）と食費の自己負担を軽減することができます。（特定入所者介護サービス費の給付）

介護保険 負担限度額認定証の申請に必要なもの

○申請書（申請者の氏名・住所・連絡先・本人との関係も必ず記載ください）

○同意書（配偶者がいない場合は配偶者の欄は空白にしてください）

○被保険者本人名義の通帳のコピー（[1]と[2]は必須）

[1] 通帳の1ページめ（銀行名や口座番号などが記載されたページ）

[2] 直近の預貯金残高が記載されたページ（通帳記帳後にコピーしてください）

[3] 定期預金がある場合は、定期預金のページ

※口座が複数ある場合は、すべての口座の通帳のコピーが必要です。

※配偶者がいる場合は、配偶者名義の通帳のコピーも添付してください。

○預貯金の他に判定対象となる保有資産がある方は、金額が分かる書類のコピーが必要です。

- ・有価証券（株式・国債・地方債・社債など）
- ・金や銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
- ・投資信託
- ・タンス預金（※自己申告のため書類は不要）
- ・負債（借入金・住宅ローンなど）

×判定の対象とならないもの…家、自動車、生命保険、貴金属（腕時計や宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）、その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）

○不正行為への加算金

虚偽の申請等により、特定入所者介護サービス費を不正受給した場合、給付した額の返還に加えて給付額の最大2倍の加算金（給付額を含めて3倍）が課される場合があります。適切な制度運用となるようご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先：大淀町役場 福祉介護課
0747-52-5530（直通）

認定を受けるための要件（①と②の両方を満たしていること）

要件①：被保険者本人を含め、すべての世帯員が住民税非課税であること。

※別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も住民税非課税であること。

※同じ世帯に1人でも住民税課税の方がいる場合は対象外です。

要件②：保有資産（預貯金等）の合計額が判定基準額以下であること。

※利用者負担区分により判定基準額が異なります。（下記参照）

○対象者の判定基準

【令和6年8月から】

利用者負担区分	対象者	
	所得などの条件	預貯金などの条件
第1段階	生活保護受給者	■預貯金や有価証券などの金額の合計が 1,000万円以下 であること。 ■配偶者がいる場合は、 夫婦で合計 2,000万円以下 であること。
	老生福祉年金受給者 ■預貯金や有価証券などの金額の合計が 650万円以下 であること。 ■配偶者がいる場合は、 夫婦で合計 1,650万円以下 であること。	
第2段階	・課税年金収入額、 ・非課税年金収入額、 ・合計所得金額、 の合計が、 80万円以下 の人	■預貯金や有価証券などの金額の合計が 550万円以下 であること。 ■配偶者がいる場合は、 夫婦で合計 1,550万円以下 であること。
第3段階①	・課税年金収入額、 ・非課税年金収入額、 ・合計所得金額、 の合計が、 80万円超120万円以下 の人	■預貯金や有価証券などの金額の合計が 500万円以下 であること。 ■配偶者がいる場合は、 夫婦で合計 1,500万円以下 であること。
第3段階②	・課税年金収入額、 ・非課税年金収入額、 ・合計所得金額、 の合計が、 120万円超 の人	■預貯金や有価証券などの金額の合計が 500万円以下 であること。 ■配偶者がいる場合は、 夫婦で合計 1,500万円以下 であること。
第4段階	—	一般世帯の人（※負担限度額認定証の対象外）

○食費・居住費の限度額（日額）

【令和6年8月から】

利用者負担区分	居住費						食費	
	多床室 (相部屋)	従来型個室		ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室		施設入所	ショート ステイ
		特養・ショールーム トステイ	老健・療養 等					
第1段階	0円	380円	550円	550円	880円	+	300円	300円
第2段階	430円	480円	550円	550円	880円	+	390円	600円
第3段階①	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	+	650円	1,000円
第3段階②	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	+	1,360円	1,300円
第4段階	各利用施設との契約により設定されます。 ご利用の施設にお問合せください。							

●令和6年8月から上記の金額になります。